

差声と伝授

——古今集声点本を例として——

(本稿のキーワード…差声・移声・鉤点・伝授・古今集定家本・古今集寂恵本・僻案抄)

一 差 声

訓点を記入することを一般に加點、時に施點というが、それに區別する意もあつて、声点を記入することを私は長年差声といつてきた。これは顯昭の奥書に「重賜差声・重賜全部差声・重下賜加點差声訖」とあり、この「声を差す」ということばはそれ以後も多く使われてきたことによる。例えば 素寂の『紫明抄』⁽¹⁾にも「句をきり声をさして候き……清て声をさゝれ候ぬれば」とあるし、長慶天皇の『仙源抄』⁽²⁾の末尾にも「古人の解尺よりはしめて句をきり声をさすにいたりまで」とある。「指声」の文字を使う場合もあるが、ともに「声をさす」とよんでよさそうだが。

この「差声」という語を、初めて声点を注記する場合のみに限らないのは、自身の差したものが、他本の声の移しかが判然としないためである。訓点を師説などによって他者が移した場合に

秋 永 一 枝

「移点」というが、声点の場合「移声」という用語は從來使われなかった。とはいへ、いちいち「声点を移すこと(一人)」などと記述するのめんどろである。そこで、伝授または校合による声点の移しを特にことわる場合にのみ、「移声」という語を用いることにする。

声点の注記には(1)内省による場合・(2)聞きとり、つまり音声を媒介とする場合・(3)声点注記本から移声する、つまり文字表記を媒介とする場合の三つの方法が考えられる。

(1)は顯昭本や定家本の原本など、歌集への差声の草創期ともいえるものに多く、殆どは差声が示す意義と注釈とが合致しているので、本人の内省による差声と考える。

(2)は発話者の音声を聞いて声点を注記するもので、これにはある程度の音感覚と熟練が必要とされる。『古今問答』の場合は、問者・答者(俊成)の音声を聞いて筆録者が声点を注記したものであるうし、『訓点抄』の場合は「或秀逸之仁」の音声を聞いて度会延明が声点を注記したものである。前者は優り後者は劣るの

は、発声者・注記者が同年代・同一方言の話者であるか否かということも関係しよう。

(3)の移声の場合はいろいろである。定家本にみられるように、ごく丁寧に臨模した場合は、アクセント体系変化後の室町・江戸の写しであってもその声点は概ね正確である。例えば『高松宮家嘉祿本古今集』や『東山御文庫本僻案抄』などがそれである。だが、字母や字体・字形、更には字間を変えた場合は、アクセントに通じた者でないと思つた位置に移声してしまうことも屢々である。例えば「袖^{平上}ひちて」の「ひち」の文字が接近しているために「ひちて」と移し、後世「ひちて」の濁音形が生まれることも起きてくる(以下ゴチックは双点を示す)。勿論そこには、「ひつ」の語が既に使用語彙ではなくなつたという背景がある。まして、声点注記のない写本に、別系統の写本の声を移す場合など、誤写の多くなるのは当然で、『高松宮家貞心本』がそのいい例である。この写本の声点は『毘沙門堂本古今集註』とはほぼ同様であり、濁音は双点で差されている。ところが「むはたま(の)554/7の「は」には上声単点が差される(但し6/7は虫損への単双は不明)。一方毘沙門堂本554は「ムマタマ(の)」でへ上上上平である。思うに前者は「ムマタマノ」とある声点本の声を「むはたまの」に移したものである。移声者に充分な声の知識があればこのようなことは起らない。例えば寂恵は、僻案抄の「(こま)なへて」IIIの声を移す際に、自本が「(こま)なめて」であつたため「な」にのみ上声を移し、その声点に僻案抄からの移声のしるしである朱鉤をかけたが「へ」の平声双点は移さなかつた。

このほか注釈書の場合は、伝授された、或いは校合した古写本からの移声と、注釈者のアクセントの内省による差声との間に時代差がある場合は特に複雑である。例えば『古今集延五記』や『古今私秘聞』などには、アクセント体系変化以前と以後の声点が注記されている。例えば○○で始まる型が高起式に変化したため、定家本その他がへ平上(上)と差声する「深めて」760に両本ともへ上上上平を注記する。『古今私秘聞』などは、恐らくは伝授された写本からと思われるへ平上上○の声を移したあとで新しい型を記入し、それに鉤点をかけている。このような声点本を扱う場合は、変化後のアクセントか否かを充分確かめた上で利用して頂きたいのだが、現実はなかなかという現状である。

二 鉤 点

次に声点伝授の具体例として著名な飛鳥井雅有「嵯峨のかよひ(路)」を引用する前に、その中で使われる「てん」ということばに関連した用語を定めておきたい。古今集声点本諸本で「てん・点」とある場合、歌頭や語句の肩に記す鉤点をいうことが多い。いわゆる合点であるが、伊地知鐵男氏によれば左のようである。

点つづみて「歌学用語」合点・付墨・引墨・批点とも。和歌・連歌

・俳諧などの作品に付す師匠や尊貴な人の添削や批評、評価の表記。表記法には、句肩にしろす鉤点(拘点とも)・丸点・爪点があり、点者が多数の場合は左と右にかけ分ける鉤点のほかに色墨を用いて点者を区別した。(『和歌大辞典』)

右のほかに「ならびに注釈・伝授・伝受のある印(目印)」とい

うのを「評価の表記」の下に加えてはどうだろうか。「古今問答」巻七349の歌で「君かやそちにあふよしもかな」(天理善本叢書「和歌物語古註統集」49ページ)の「そ」の右肩に墨鉤をかけるのは「やちよ」でなく「やそち」をよしとする評価のしるしである。同書では差声のある語にも墨鉤のあるものがある。十四696「とは」の右傍に「(と)ハ」とあるのは、「上平」でなく「上上」のアクセントで詠むほうをよしとするしるしである。『延五記』十六85に「色もかもむかしのこさにさくらめと 昔ノコサトハ昔ノ濃サニト也 当流ニ是ヲ用ユ 昔ノコサスト云義不用 此義ニ依テ合テ点アリ」とあるのは、伊達家本・高松宮家嘉禄本等に「こさに」と朱鉤がある伝授本系統によるものである。これは評価のしるしというより、そこに注釈なり伝授があるしるしとったほうがよさそうである。

伊達家本・高松宮家嘉禄本には、殆ど同一の朱の差声と、語頭の右肩への朱鉤が施されている。この朱鉤点は『下官集』巻末にある抜き書きの鉤点とほぼ一致するのだが、残念なことに下官集の抜き書きのある善本に未だめぐり会えず、正確な比較ができない。定家本に差声或いは鉤点のある一二一見出しのうち、下官集に抜き書きのないものも含めてだが、ともに鉤点のないものが七一、ともにあるものが二二、伊達家本・嘉禄本にあって下官集にないものが二三、伊達家本・嘉禄本になくて下官集にあるものが五である。下官集に善本がなくてしかも鉤点の有無が93/121で76.9%という一致率を示すことは、相当に関連性が高いといえよう。

さて下官集には巻末の抜き書きのある系統と無い系統がある。

大東急文庫蔵の『三藐院関白臨定家御書』(表題は「定家御模本」)や天理凶書館蔵本(伝為家筆。表題は「僻案」・九条家本など)はこの部分はない。彰考館本(已拾八)など「文永三年四月下旬新大納言以御自筆本書写之同点了 努々不可他見」とあるものには抜き書き部分がある。巻末の抜き書きが定家自筆の臨模本や伝為家本になくて伝為氏本にあるということは、もともと定家の著した下官集にはこの部分はなかったのではあるまいか。更に想像を逞しゅうすれば、抜き書き部分は為氏が定家本古今集(嘉禄本か)によって、これを家の伝授として書き入れたのではないかと思う。嘉禄本にあって伊達家本に欠ける差声箇所五例がすべて下官集にあるということは、いよいよ嘉禄本との密接な関係を想像させるものである。

なお、伊達家本・嘉禄本と、僻案抄のうち川平ひとし氏の分類によるI類本との差声と比較すると、差声は一致するものも多いがどちらか一方の声を移したというものではない。だが僻案抄に注釈のある語句には伊達家本・嘉禄本ともに朱鉤点が付されているのである。僻案抄に注釈がなくて朱鉤のあるものは、「まめなれと」1052の一例のみである。つまり、伊達家本・嘉禄本の右肩の朱鉤点は、ここに定家の相伝の注釈があるという「記」だといえよう。

一方、「寂恵本古今集加注」の場合には、歌頭や語句の右肩にかける長い鉤点のほかに、細く短い朱鉤・墨鉤が、差声言葉の語頭の声点そのものにかかることが多い。この場合は、その差声そのものに伝授があるというしるしとみてよい。一々の差声の注釈

を受けずとも、差声のある古写本を師より借りて移声した場合には、それは伝授を受けたといってよいからである。この場合は「批評・評価の表記」というわけにはいかない。そこで私はその形態から鈎点とよび、それぞれ長鈎・短鈎、朱鈎・墨鈎、右鈎・左鈎のようによびわけることにする。

寂恵本の声点に直接かかる鈎点は、その多くが細く短い朱鈎で、平声・上声の左肩にかかるが、一箇所ある去声には右肩にかかる。稀に細く短い墨鈎が平声・上声の左肩にかかるが、まぎらわしい場合には傍記の差声した仮名の右肩にかかることもある。また、声点そのものへの校合本等からの注記まである。

そこでこれらの複雑多様な差声・鈎点を、何本またはどの系統による伝授・校合であるか、できるだけ分類する必要がある。このうち声点にかかる朱鈎の存するものは僻案抄の差声とはば一致し、「抄」と注記のあるものもまた僻案抄の差声と一致する。また『寂』で墨点の差声のものには、永治二年本との校合によるものが多い。以上の差声を除いたもののうち、どれが校合もしくは伝授された声で、どれが寂恵個人の声かは、寂恵自身とはば同世代の差声の移しであればこれを分けるのは真にむずかしい作業となる。

三 移 声

寂恵本における僻案抄からの移声は、声点にかかる朱鈎のほか「抄」と注記ある次の三か所である。

十⁴³¹ をかたまの木 へ上上上上〇〇〇 へ上へに「抄」。

鈎なし。右傍注「た本」にへ上。

十三 669

うみへたに へ平上平上平 左傍注に「うみへ抄」へ平上上への「う」へ平へに朱鈎。

十七 903

せめきけん へ平上平〇〇への「せ」へ平へに朱鈎。
(頭注に「責来也」。左傍注「き抄」にへ上。)

「をかたまの木」は、伊達家本・嘉禄本等定家本系統はへ上上上上へであり、下官集も「た」は単点である。僻案抄諸本(1類本)はへ上上上上へであるから、傍書の「抄」は僻案抄によるとみてよい。なぜ諸本にみられないような「をかだまの木」としたかについては、僻案抄に左のようにあり、「をかだまき」と関係づけただけからに他ならない。尚、伏見宮家本等はへ上上上上〇〇へで「をかたま」と解している。

木名のつゝきにかきならへたれはうたかひなき木の名とみゆされとちかき世にさる木ありといふ人なし 古哥とて おく山にたつをたまきのゆふたすきかけておもはぬ時のまそなきこの哥ふるくきこゆ もし字ひとつを略していへるにや

……

僻案抄を「抄」とのみで「御抄」と書かぬことに疑問をもたれる向きもあるが、「俊・清」等の注記と同じく校合した諸本からの書き入れであるから、単に記号として考えれば問題はなからう。他の二項の注釈は省略する。

次に僻案抄の差声と一致する箇所の初声点にかけられた朱鈎について述べる。比較表で示すように、朱鈎の数は五三、「抄」注記は三でこのうち二例が重なるから、五四例が比較の対照となる。

寂 恵 本 の 差 声 が

比較表 寂恵本の差声に朱鉤あるもの

A B	Bに同じ		Aに同じ		A Bに同じ		併案 I類
	Aを ^含 _{A少} 異 (A)	AがN か異	Bを ^含 _{B少} 異 (B)	BがN か異	^含 _少 異 (A B)	同 じ	
1003 (伊少異、 のはへまし) 〔二〕	189 〔二〕	(65) 94' 469' 1008 〔四〕	702" 845' 900 〔三〕	454 805' 〔二〕	82 954 216 〔三〕	508 2 550' 7 903 95' 1001 152 1003' 163 (伊N) 366 1094' 376 (伊N) 445° 465' 476° 〔二六〕	同じ 〔三〇〕 56.6%
		619 (97' 〔三〕	773 〔二〕		111 891 (伊N) 〔二〕	6 147 〔二〕	含、 少異 〔七〕 13.2%
449△ (かはなくさ) 〔二〕	58 〔二〕	85 98 1097" 〔三〕	30 77 669' 〔三〕	469 946 〔二〕		18 95 126 160 223 640人 (籠) 〔六〕	N 〔二六〕 30.2%
	〔二〕	〔九〕	〔七〕	〔四〕	〔五〕	〔二四〕	〔五三〕
〔二〕 3.8%	〔二〕	20.8%	〔二〕 20.8%	〔二〕	〔二九〕	54.7%	計・%
A BまたはAかBかにほぼ同じ						〔五〕	96.2%

寂恵本の差声に朱鉤のかかるものを、僻案抄及び伊達家本・高松宮家嘉禄本の差声と比較したのが右表である。(表中次のようなものは少異とした。寂恵本「みらん」^{上平上}7の「みへし」に朱鉤があり、定家本が「見らむ」^{上平上}の場合。表中次のようなものはN(無し)または異とした。寂恵本「たれしかも」^{上平上}58の「たへし」に朱鉤があり、定家本は「たれしかも」^{上平上}の場合。なお僻案抄I類本のうちAは天理図書館本、Bは東山御文庫本・高松宮家旧蔵本・京都大学中院本VI¹⁴である。)

比較表に示すように、寂恵本の差声初点に朱鉤のあるものは五三例である。このうち僻案抄のA Bか、そのいずれかに(ほぼ)同じ差声のあるものは五一例、何と九六・二%の高率である。一致するのは差声・朱鉤のみではない。僻案抄とはほぼ同じ注釈が行間にこまかく書き入れていることが多いのも、この高率を支持できよう。寂恵本に差声・朱鉤があつて僻案抄に項目のないのは「かはなくさ」のはへまし」の二例のみである。「のはへまし」¹⁰⁰³は定家本や『三抄』(三條西家本など)にある。また「かはなくさ」⁴⁴⁹は「か」へしに朱鉤はかかるがそのみ星点で、あとのへし上上上平」は、点でいかにも形が異なり後入れではないかと思われる。僻案抄I類本にないものがこの二例であるのに比して、伊達家本・高松宮家嘉禄本にないものは一六例で三〇・二%であることは、寂恵本が定家本古今集の差声より僻案抄の差声を重視したと言えるだろう。

また、「師説」によって僻案抄よりの移声を訂正したものが一例ある。「うらひれをれば」²¹⁶には僻案抄がへし上上上上平上〇を差すのに、寂恵本は朱鉤をかけてへし上上上上平上〇を差し、

「ひ」へしに「師」と注記する。恐らくこれは、僻案抄からまず移声し、そのしるしの朱鉤をかけた後、「師」の伝授によって単点に一点加えて双点にし、「師」と注したものと思う。恐らく伝授を受けた師の「よみきかせ」によるものであろう。寂恵本上巻の奥には「古今一部順教御房にこまかによみきかせまいらせ候ぬ(花押)」¹⁰とあり、三條西公正氏⁹はこの識語を為氏かと推測され、久保田淳氏も寂恵は為家の死後は為氏を師としたが、後に「甚しい悪感情を抱」くようになったと書かれる。久曾神昇氏はこの識語を「為教」とされるが、上巻・下巻の花押はやはり為氏のもの¹²と相似しており、為氏のものとしてまず間違いないのではなからうか。

ではこの「こまかによみきかせ」というのは、具体的にどの程度のことであつたらう。寂恵は既に幾つかの善本と校合し、自身の注釈も加えていた。為家に師事した四年間に、僻案抄も借覽した可能性があろう。その加注本をもって問題のあるところについて為氏の説を聞き書きし、「師」と記し、先の識語を得た程度がその実態であらうか。或いは師の證本を借りた上での読み聞かせであつたかもしれず、定家本の右肩朱鉤と同じ箇所¹¹に朱鉤があつたりするのも、この時の伝授と関係があるかもしれない。

四 伝 授

ここで横井金男氏が「てんしゃうつし・てんしゃう伝授」とよばれる用語について述べたい。少し長いが氏の『古今伝授の史的研究』から引用する。

歌学伝授の要素の一つは、勅撰集の読みと語句の解釈を伝えることであるが、読みを伝えたあと、その伝授に用いた証本の声点を書き写すのが、あとでも説くように、それは伝授に伴なう一つの方式で、これを「てんしやううつし」と呼んでいたのである(12ペ)。……伝授終了後における訓点の移点・仮名付けなどであるが、……移点仮名付けは「てんしやううつし」として(17ペ)。今日伝えられる多くの三代集の書写伝本の大部分に、大なり小なり点を加え、草を差してあるのは……従ってここにいう点声伝授というのは、古今集の辞句の読み方を伝えることであるが、伝えられた読み方は「訓点」「調声」をもって証本に記入されてあるのに従って口伝されるから……(18ペ)。このような声点の転写(てんしやううつし)は、本論後段でも述べるように、「点あひ」「草さし」などとともに、伝授をうけたあとの重要な措置であったと思われるから……(19ペ)

氏はまた「歌学伝授史論」⁽¹³⁾にも「移点・仮名付けは、これを「てんしやううつし」と呼び」と書かれる。氏のいわれる「訓点」は国語学の用語とはどうも異なるようである。また「点あひ」「移点」「草さし」を「仮名付け」と考えられるようだが、これはいかがなものだろうか。氏の用いられる「てんしやううつし・点あひ・草さし」なる語は、氏も引用されるように飛鳥井雅有の「嵯峨のかよひ(略)」にみられる一節よりとられたものである。天理図書館本によればこの部分は左のようである。

廿七日 てならひのゝこりゆめのうき橋はてぬやかて」古今

とりよせてひとわたりよむへきよしをいへハ」あるしけふに
いりて家の心①本②きある所にはてん」あひよみにくき所にはさ
うさしたるほんをとりいてゝ」これハきしやうをかきて人に
みせぬ本なれとも心さし」ありかたけれハさつけたてまつ。
んとてまつその本をよむ」ハしわろき所ともをきゝてなをさ
んとてしたいに」てんしやうゝつしなんきをたつねきハむ秋
の下にて日くれぬ」廿八日みのときはかりにゆきて古今廿卷
をならひとをしておくかきとりぬ(転写本を寛政十二年(1800)飛
鳥井雅威写し)

佐佐木信綱校註『飛鳥井雅有日記』(古典文庫73ペ)には「記ある、しるしあるの義か」「てんあひ―点合ひ」「さう―草」「てんしやうゝつし―点声写し」の脚註がある。横井氏の引用にも「記ある所には点あひ、読みにくきことには草さしたる本を」とあるから、校註の通りに解されたものと思う。だが「さう」を「草」とされたために「てんあひ・さうさし」を「移点・仮名付け」という無理な解釈に至ったのではないだろうか。

『飛鳥井雅有日記』を古典文庫本(時々校正ミスや誤脱はあるが)でみると、サ行拗音を直音で書かれている箇所が屢々ある。

むさのこうちの(55ペ)・むさのこうちへ(63ペ)「武者小路。
さうの(ことを)(48ペ)「箏」。けんもさの(ころも)(71ペ)「顕
紋紗」。(ふえ)さう(ひちりきなど)(87ペ)・(ふえ)さう(ひち
りき)(92ペ)「笙」。はうさうえにて(103ペ)「放生会」。さう
すの(心ちして)(49ペ)「上手」。すみやうむりやう院(39ペ)
「寿命無量院」

勿論右のような直音仮名でなく、左のようにも書かれている。

上すそひたれは(46べ)「上手」。はうしやうゑ(96べ)「放生会」。(冷泉ほりかは)しゆく所に(63べ)「宿所」。

このうち「箏・笙」は和文では「さう」で書かれることが多いが、名義抄には「箏 シヤウノコト」(観智院本・鎮国守国神社本)、「笙 シヤウノフエ」(鎮国守国神社本)のように開拗音で書かれ、

呉音「シヤウ」で発音されていたことが知られる。このようにサ行・ザ行拗音が直音仮名で書かれることが多いということは、「さうさしたる」が「声差したる」である可能性があるといえる。また草仮名と解すると、「草をさす」という用法の確例を探さなければならぬ。それが見出せない以上、これは「声さしたる」ととったほうがよいのではあるまいか。「記ある」は注釈がある、

即ち伝授がある箇所であろう。そこで①の部分は「注釈(或いは伝授)のある所には合点(即ち鉤点)があり、よみのむずかしい(発音に問題のある)事には声点が差してある本」と考えたい。②の「てんしやうゝつし」は「合点や声点を移し」ということで、「点声うつし」という名詞が存在したわけではない。それ故「点声伝授」という用語は無理のように思われる。こう考えてくると、為家が雅有に伝授した折の秘本は、鉤点や声点のある定家本であることが推定できよう。

またこの部分に関して水川喜夫氏は『飛鳥井雅有日記全釈』(146べ〜148べ)の中で左のような解釈にたたれる。(上は「語釈」、〔〕内は「通釈」のうち)

点あひ―相手の意見を承認すること。作者の「秘本記」を為

家が。〔註記のある箇所には〕承諾を与え

左右注したる本―為家蔵本。〔あれこれ注記してある本〕

点定―特定の語句などに、「読み」を定めて、記してある註。
〔読解された註(を写し)〕

だが「左右注す」「点定うつす」という用法を私は寡聞にして知らない。また「点定」であれば「てんちやう」が望ましく、四つ仮名の混同を認めるか否かが問題となる。『飛鳥井雅有日記』(古典文庫本)をざっと見ただけでも、助動詞の「じ・ず」やおどり字を除いて、四つ仮名の現われる異なり語数が「ジ」例一三語、「尹例」八語、「ズ」例五語、「ツ」例二七語ほどで、そのすべてが正用であり、混用がみられない。但し字音語の拗音表記例は「しやくまく(寂奥)・たんしやく(短冊)・はうしやうゑ(放生会)」ぐらいで「ちや」の例がないから確かとはいえないし、雅威の写しは寛政一二年(1800)であるから既に四つ仮名は混同していた。だが雅威のよった、恐らく自筆本からの写しは、奥書にある「勸解由小路中納言清房卿本」の左傍注に「嘉吉文安比也」とあり、清房の誤写とすれば嘉吉元年(1441)から文安六年(1449)頃に四つ仮名の乱れがあったことになる。応永三四年(1427)世阿弥自筆本(松浦能)あたりまでは京都では四つ仮名の乱れがなく、文明年間(1469〜1487)に入るとぼつぼつ混用例がみられるから、清房の生れ年にもよるが四つ仮名の混同による誤写ではないと確言はできない。だが、雅有が「ちやう」としたものを「しやう」と殊更直すことは他の四つ仮名の表記に混同がないことから考えにくく、これはやはり「点、声、うつし」とすなおにとるべきであろう。

五 おわりに

差声というものは古くは伝授・伝受を目的とするわけではなかったと思う。顕昭の『古今和歌集注』の奥書をみると、「重賜全部差声」とある。なぜここで「重賜差声」と書かず「全部」としたのかを考えてみると、初め守覚法親王に注進の際の差声箇所はもっと少なかったのではないかと推測される。恐らく「袖中抄」程度であって、注釈を施した問題部分の差声を中心だったのではあるまいか。それ故、いわゆる付属語への差声も少なかったに違いない。そこで「もっと声を差すように。万葉歌などは歌全体に差せよ」というのが、守覚法親王の要請ではなかったか。それで再々の御下命となったものと思われる。顕昭の注釈書における差声の原時点は、注釈を施した語を中心に発音を示した程度であり、これと同様の方法をとったのが『僻案抄』の差声ではなかったか。「心さしふかくそめてし^{平上}おりければ：折ければをひとつの説居ければとよむへしといふ：折をもちあるへしとそ申されし」のように、問題とした語に声を差すという形式は、袖中抄のような顕昭の注釈態度の影響と思われる。そして定家の場合は「……とそ申されし」というように庭訓を守って僻案抄を書き、その注釈に合う声を差した。だが、注釈を施した語すべてではなく、アクセントも清濁も何ら問題にならない「桜花・あやなし」のような語には差声をしなかった。その点定家のほうが、こと差声に関しては消極的だったのだ。

だが古今伝授が盛んになるに従い、定家本古今集や僻案抄に少

しずつ差声が増えられてゆく。例えば川平ひとし氏の分類で僻案抄Ⅲ類のものはⅠ類よりも差声箇所が若干多いが、これは定家の差声ではなく後入れととってよいだろう。その時々において付加される差声は、その時代々々のアクセントや清濁を反映することになる。そしてアクセント体系変化後ともなると、声点によってアクセントを表現することが困難となり、他の語を援用してアクセントを説明しようとする事態まで起ってくる。「やまとうた」のアクセントを「やまとうり」で説明しようとするのはその例である。

だが何時の時代でも、己れの探求心をみたくことを第一目的とする人間もいる。顕昭も定家も、そして寂恵もまた、伝授・伝受を意図したというより飽くなき知識欲によって或いは注釈を施し或いは校合し、差声し、移声したというべきであろう。たとえ他者の要請があったとしても、である。

(本稿は本年六月の和歌文学会例会で口頭発表したものの一部である。古今集定家本・同寂恵本加注と僻案抄・下官集との比較一覧表や、寂恵本と永治二年本との差声比較などはすべて割愛した。これら詳細については近刊の『古今和歌集声点本の研究 研究篇下』を御覧頂ければ幸である。)

注(1) 玉上琢彌編・山本利達校訂 京都大学国文研究室蔵『黎明抄』巻

一 37ページによる。池田亀鑑『源氏物語大成』巻七 研究資料篇117ページにも引用がある。

(2) 池田亀鑑『源氏物語大成』巻七647ページによる。

(3) 拙著『古今和歌集声点本の研究 資料篇』の口絵写真Bを参照して頂きたい。

(4) 注3の586ページに写真がある。

- (5) 前記「資料篇」57ページ(表及び注④)。「索引篇」230ページ上段の「問答」696「とはに」の「上上」は「上上」と訂正する。
- (6) 「僻案抄」書誌稿(一)(跡見学園女子大学紀要一六)による。なお秋永は、伝為家筆の天理図書館本をA、定家自筆本の模写である東山御文庫本・高松宮旧蔵本・京都大学附属図書館蔵本(中院本VI 151)をBとする。僻案抄諸本の調査に関しては川平ひとし氏の御教示によるが多かった。一言記して感謝の意を表する。
- (7) 注3「資料篇」371ページに写真、669ページ・683ページに翻刻がある。

- (8) 「早稲田大学蔵資料影印叢書 中世歌書集」に収録。
- (9) 「寂恵本 古今和歌集解説」32ページ。
- (10) 「順教房寂恵について」(国語と国文学三五の一一)
- (11) 「古今和歌集成立論 研究編」136ページ。
- (12) 「花押かがみ」等による。
- (13) 「古今集の世界 伝授と享受」4ページ。
- (14) このことについては昭和三四年六月七日の国語学会の口頭発表で述べたことがある。

新刊紹介

櫻井光昭著

『視覚法による古典の

梗概分析の実際

——宇治拾遺物語の場合——

本書は、筆者の提唱する古典作品の梗概分析の手法である「視覚法」の紹介と、その手法のとり「宇治拾遺物語」の梗

概を具体的に分析したものである。筆者は独自の古典読解法として、従来の解釈文法に近い「句読法」と「視覚法」を提唱している。この「視覚法」とは、特に古典入門期の読解作業に欠けている面を補うために考案されたもので、まず対象とする作品の重要語句を抽出し、その梗概を図式化——つまり視覚化——することを通して分析を行う手法である。底本には、従来の校注書底本の主流をなしてきた流布本ではなく、

古本系の「宇治大納言物語 伊達本(上・下)」を採用、六話分についての分析を行っている。特に第十八話の分析では従来から各説ある「主人公問題」や「きう者」について独自の分析法による解釈を打ち出している。

(平2・6 武蔵野書院 A5判 一六六頁 四五〇〇円)

〔田中ゆかり〕